

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所

グループホームいずみ 運営規程

（趣 旨）

第1条 介護保険法及び認知症対応型共同生活介護事業所の人員、施設、並びに運営に関する基準（以下「基準省令」という。）その他関係法令通知に定めるもののほか、医療法人みらい会（以下「当法人」という。）が設置経営する認知症対応型共同生活介護事業所グループホームいずみ（以下「当事業所」という。）の運営に関する重要事項を定めることを目的とする。

（事業の目的）

- 第2条 当事業所は、認知症対応型共同生活介護計画に基づいて、比較的安定した認知症の状態にある要介護者（認知症に伴って著しい精神症状を呈する者、認知症に伴って著しい行動異常がある者、及びその認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）に対して、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
- 2 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って認知症対応型共同生活介護サービスの提供に努めます。
 - 3 当事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭の結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他のグループホームその他の介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
 - 4 地域密着型介護サービス事業者として、当事業所を利用できる方は、平川市の被保険者で平川市に在住する方もしくは平川市に住民票のある方に限ります。（現在、利用中の方は除外）

（運営の方針）

- 第3条 当事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その心身の状態等を踏まえて、共同生活を妥当かつ適切に行います。
- 2 当事業所は、そのサービスの提供に当たっては、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
 - 3 当事業所の従業者は、サービスの提供に当たり懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、共同生活上必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。
 - 4 当事業所は、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。もし緊急時やむを得ず高速する場合においても、利用者もしくはその家族に説明の上、医師の指示のもとに行うとともにその状態、経過、心身の状態及び拘束の理由等を介護記録簿（カルテ）に記録します。
 - 5 当事業所は、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、年一回外部団体による外部評価を行い、常にその改善を図ります。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 当事業所の名称及び所在地は次のとおりです。

- （1）名 称 グループホームいずみ
- （2）所在地 青森県平川市李平上山崎53-1

(従業者の職種及び員数)

第5条 当事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は以下のとおりです。

職 種	資 格	職 員 数			職務内容
		常勤	非常勤	計	
管理者（所長） （計画作成担当者 ・介護職員兼務）	介護福祉士 介護支援専門員	1人		1人	施設運営がスムーズに行われるように業務調整を行うほか、市町村や他の介護保険事業者との連携を図ります。
管理者 （計画作成担当者 ・介護職員兼務）	介護福祉士	2人		2人	利用者の心身の状況・環境等を考慮し、援助の目標、具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画書を作成します。
介護職員	介護福祉士	15人	2人	17人	利用者の日常生活の援助に従事する。介護従事者のうち1名は、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験者を配置。
	介護員	2人	1人	3人	
看護職員	正看護師	1人	1人	2人	利用者のバイタルチェックなど健康管理をするほか、緊急時の対応や悩みごと相談や、日常生活援助に従事します。

(利用定員)

第6条 当事業の利用定員は、1ユニット9人とし、3ユニット27名を定員とします。

(利用者に対する介護サービスの内容)

第7条 当事業所は、利用者に対し次に掲げる介護サービスの提供を行います。

- (1) 当事業所の運営する認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者の員数は、事業所を構成する共同生活住居ごとに夜勤を行う時間帯以外の時間帯（日常生活時間帯）で認知症対応型共同生活介護の提供当たる介護従事者をその共同生活住居の利用者の数が3又はその端数が増すごとに1人以上とします。また、夜間の時間帯を通じて2人以上の介護従事者に夜勤勤務を行わせます。
- (2) 当事業所の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護作成の業務を担当させます。計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画書を作成し提供します。
- (3) 計画作成担当者は、認知症対応型生活共同介護計画作成に当たり、利用者の生活習慣に基づいた多様な活動の確保に努め、利用者又はその家族に対し作成した計画の内容について説明いたします。また、計画作成後においても他の介護従事者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連携を継続的に行うことにより、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてその計画の変更を行い、利用者の便宜を図ります。
- (4) 介護サービスの提供に当たっては、認知症の状態にある利用者の心身の状況に応じて、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにすることを念頭において、利用者の精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行緩和が図られるように介護サービスを提供し、利用者の人格に十分配慮して実施します。
- (5) 利用者の食事・家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うように努めます。利用者と介護従事者が食事や清掃、洗濯、買い物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を共同で行うことによって良好な人間関係を築き家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるよう配慮します。

- (6) 利用者が自らの趣味、または嗜好に応じた活動を行うことができるように必要な支援を行います。また、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合はその者の同意を得て代行します。

(利用料その他の費用の額)

第8条 当事業所の利用料は別表のとおりとします。

- 2 利用料の徴収については、あらかじめ利用者又はその家族にサービス内容及び費用について説明を行い、同意を得て行うものとします。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、日常生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるよう努力します。

- 2 利用者は、外泊又は外出しようとするときは、その都度外泊先又は外泊先、用件、外泊又は外出する期間等の予定を当事業所の管理者に届け出て、承認を受けることとします。
- 3 利用者は事業所内で次の行為をしてはいけません。
- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外で喫煙すること。
- (3) 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと。
- (4) その他、この規程の定めに反すること。

(非常災害対策)

第10条 当事業所は、消防法施行規則第3条に定める消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するため防災計画を策定し、その計画に基づき非常災害対策として避難、救出訓練の実施等を行います。

- 2 消防計画の策定、及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条に定める防火管理者が行います。
- 3 消防訓練及び避難・救出訓練は、年2回実施いたします。

(その他、当事業所の運営に関する重要事項)

第11条 当事業所は原則として、月ごとに職員の日々の勤務時間、職務の内容等を明確にした勤務業を作成し、これを掲示します。

- 2 当事業所は、従業者の資質向上のため、最低年2回の研修の機会を設けます。
- 3 当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持についてこれを厳守します。また、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるため、当事業所に勤務する者に対し、あらかじめその事項を盛り込んだ雇用契約書を作成し、従業者との雇用契約時に説明同意の下雇用契約します。
- 4 当事業所が提供したサービスに対する利用者からの苦情に対して、迅速にかつ適切に対応するため相談苦情の窓口としてホーム長（計画作成担当者兼介護支援専門員）を充てるとともに、各ユニット毎に計画作成担当者に対応するほか、各ユニットの食堂に「ご意見箱」を設置し、意見の収集を行い改善に努めます。
- 5 当事業所の提供するサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償するものとします。このため、当事業所はあらかじめ損害賠償保険に加入しておくものとします。
- 6 当事業所は、利用者への認知症対応型共同生活介護サービスの提供に際し、認知症対応型共同生活介護計画書及び提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する記録、緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録、基準第26条による市町村への通知に関する記録等の諸記録を整備し、その完結日より、2年間保存することとします。利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合には、原則としてこれに応じることとします。ただし、家族からの閲覧等の請求については、本人の同意が得られない場合、これに応じない場合があります。
- 7 当事業所は、利用者の使用する衛生設備、食器やその他の設備、又は飲用水について、衛生的な管理に努めます。

- 8 当事業所は、指定居宅介護支援事業者やその従業者、介護保険被保険者に対して、当該共同生活住居を紹介することの対償として、又は退居者を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益供与を行いません。

(その他)

第12条 この規程に定めるものの他、当事業所の運営に関する事項は、基準省令第5条に定める重要事項説明書（利用約款）に定めるほか、利用者及びその家族と当法人が協議して定めることとします。

附 則

この規程は、平成13年3月25日より施行する。

平成13年6月21日	一部改定（入所定員2ユニット分）施行
平成15年1月11日	一部改定（入所定員3ユニット分）施行
平成15年4月1日	一部改定（介護保険一部負担）施行
平成16年11月1日	一部改定（計画作成担当者・職員数の変更）施行
平成17年6月30日	一部改定（痴呆を人追従に読み替えのため）施行
平成18年1月1日	新市合併に伴う住所変更
平成18年4月1日	一部改定（地域密着型介護サービスへの移行に伴い、利用者の制限等盛り込む） 別表第1（員数）・第2（料金）の変更
令和元年10月1日	一部改定（介護保険法改正による利用料の変更）
令和2年8月1日	一部改定（職員体制変更）
令和8年6月1日	一部改定（職員数・料金の変更）

別表

区 分		金 額	備 考
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護費		要支援 2 日額 749 円	30 日の場合 月額 22,470 円
		要介護 1 日額 753 円	月額 22,590 円
		要介護 2 日額 788 円	月額 23,640 円
		要介護 3 日額 812 円	月額 24,360 円
		要介護 4 日額 828 円	月額 24,840 円
		要介護 5 日額 845 円	月額 25,350 円
	加算項目 (1 日)	①初期加算 30 円 ②医療連携体制加算Ⅰ(イ) 57 円 ③サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 円 ④認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3 円 ⑤若年性認知症利用者受入加算 120 円 ⑥看取り介護加算Ⅰ 7,608 円 ⑦介護職員処遇改善加算Ⅰ(ロ) 22.8% ⑧栄養管理体制加算 30 円 ⑨科学的介護推進体制加算 40 円 ⑩協力医療機関連携加算 100 円 ⑪生産性向上推進体制加算 10 円 ⑫医療連携体制加算(Ⅱ)対象者のみ 5 円	①は入所した日から起算して 30 日間に加算(30 日以上入院 した場合再度算定) ④⑤は必要な方のみ加算 ⑥は死亡日前 45 日間に限り加 算 ⑦は自己負担分の 22.8%、す べての方対象
日 常 費	食材費	1 日につき 1,500 円	月額(30 日の場合)
	家賃	一般居室(1 日) 600 円 特別室(1 日) 1,200 円	(食材費+家賃+共益費) ・一般居室月額 78,000 円 ・特別室月額 96,000 円
	共益費(冷暖房・水道)	1 日につき 500 円	
サ ー ビ ス の 提 供 と 関 係 の な い 費 用	日用品費	(1) 歯ブラシ 120 円 (2) シャンプー 600 円 (3) 石鹸 100 円 (4) タオル 200 円 (5) 洗濯石鹸 500 円 (6) 除菌ティッシュ 400 円 (7) 箱ティッシュ 75 円 (8) 垢すり 420 円 (9) 歯磨き粉 200 円	希望者のみ徴収
	教育娯楽費	(1) クラブ活動の材料費 実費 (2) 行事の材料費 実費	行事参加者に対して徴収
	理美容代	1 回につき(顔剃り有) 2,150 円 1 回につき(顔剃り無) 1,800 円	(介護老人保健施設のぞみ で訪問理容店あり)
	健康管理費	インフルエンザ予防接種費用 ※市町村から補助が出る場合、各市町 村が決めた自己負担額となります) 実費	希望者のみ徴収
	受診料	患者負担分 実費	
	電気使用料	テレビ使用料(1 日) 50 円 冷蔵庫使用料(1 日) 70 円	居室にテレビ、冷蔵庫持込の 方
	貸出使用料(1 ヶ月)	チェスト 1,000 円	備付家具以外を希望される方
	私物の洗濯代	1 k g 330 円	クリーニングを利用した方
	おむつ代	(1) 尿取パット 25~45 円	1 枚単価、1 袋での使用可

		(2) 長オムツ (オムツカバー使用)	45 円	希望者のみ徴収、持込可
		(3) おむつ (テープ付) M	87 円	
		(4) おむつ (テープ付) L	130 円	
		(5) リハビリパンツタイプ ML 兼用	90 円	